

横手市土木工事共通仕様書 平成25年6月1日以降適用 (1/2)

青字：改正・追加部分

項目	現 行	改 正	備 考
第1編 共通編 第1章 総則	1-1-49 諸法令の遵守 1- (85) 横手市年公園条例(昭和58年 条例第19号) 1- (86) 横手市大和川のある景観のまちづくり条例(平成4年 条例第10号) 1- (87) 横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成17年 条例第266号) 1-1-60 公共工事等における新技術活用の促進 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 (以下余白)	1-1-49 諸法令の遵守 1- (85) 横手市年公園条例(平成17年 条例第267号) 1- (86) 横手市景観条例(平成25年 条例第29号) 1- (87) 横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成17年 条例第266号) 1-1-60 公共工事等における新技術活用の促進 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 1-1-61 主任技術者または監理技術者の専任期間 1. 発注者から直接建設工事を受注した建設業者にあつては、契約工期をもって主任技術者または監理技術者の専任期間とする。 2. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しないものとする。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めなければならない。ただし、工事現場への専任を要しない期間を設計図書に明示されている場合は、その定めによる。 3. 契約工期前に工事検査が終了した場合は、その日までを専任期間とする。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(「検査結果通知書」における日付)とする。 1-1-62 ワンデーレスポンス 1. 「ワンデーレスポンス」は、受注者からの質問、協議への回答を、基本的に即日回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。 2. 実施にあたっては、「秋田県工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。 3. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議しなければならない。 4. 受注者は、工事施工中において問題が発生した場合、または計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。 1-1-63 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 1. 工事の実施段階において、建設資材の調達が通常の方法により難いと認められる場合は、購入費や輸送費を調達の実態に即して設計変更できるものとする。ただし、受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。	青字部分改正 追加項目 追加項目 追加項目

横手市土木工事共通仕様書 平成25年6月1日以降適用 (2/2)

青字：改正・追加部分

項目	現 行	改 正	備 考
第1編 共通編 第1章 総則		2. 対象とする建設資材は、次のとおりとする。 ① 石材(砕石、捨石、被覆石) ② アスファルト合材 ③ 生コンクリート ④ 仮設材(鋼矢板等) 3. 設計変更の対象項目は、通常、地域内から調達する石材等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用とする。なお、ここでいう「地域」とは秋田県が公表している「実施単価表」で掲載する「単価設定地区」とし、「所在地」とは秋田県が公表している「建設機械等損料算定表」で掲載する「所在地」とする。 4. 設計変更で計上する購入費及び輸送費は、次のとおりとする。 ・ 購入費(現着単価)は、受注者の購入価格(取引価格)とする。 ・ 輸送費の算出は、基地から現場までの距離とする。 5. 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費を変更したい場合は、工事現場に建設資材を搬入する前までに「工事打合せ簿」に次の事項を記載して監督職員と協議するものとする。 ・ 地域内及び基地に建設資材がないことを証明する資料(打合メモ等) ・ 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(建設資材名及び規格形状等の証明資料) ・ 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 ・ 製造・生産工場を選定した理由 ・ 見積書 ・ その他、監督職員が必要と思われる事項 6. 受注者は、購入費及び輸送費に係る設計変更を発注者から承諾(回答)され、その建設資材を使用した場合は、「工事打合せ簿」に建設資材変更数量調書(任意様式)及び取引価格が証明できる資料(契約書等)、使用証明資料(納品書等)を添付し提出するものとする。なお、添付する取引価格が証明できる資料(契約書等)及び使用証明資料(納品書等)は原本を提示のうえ、写しを提出するものとし、受注者名、納品者名、建設資材名、規格形状、納品日、納品数量等が記載されているものを提出しなければならない。 7. 取引価格が証明できる資料(契約書等)や使用証明資料(納品書等)で必要事項が確認できない場合または原本の提示がない場合等、工事現場に納入したことを証明する資料として適切でないと判断される場合には、設計変更の対象としない。	追加項目